

新潟県村上市及び胎内市沖における協議会実務者会議  
設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 経済産業大臣、国土交通大臣及び新潟県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下、「再エネ海域利用法」という。）第 9 条の規定に基づき組織した村上市及び胎内市沖における協議会（以下、「協議会」という。）の下に、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会実務者会議（以下、「実務者会議」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 実務者会議は、協議会での協議の円滑な進行を図るために、次に掲げる事項について、実務者間で詳細な検討を行うとともに、その結果を協議会に報告する。

- 一 漁業影響調査に関する事項
- 二 その他協議会の議事に関する事項

（構成員）

第 3 条 実務者会議は、協議会の構成員の中から、取り扱う議事ごとに必要とする者を事務局が参集し構成する。

2 実務者会議での議論における助言その他の協力を求めることを目的に、協議会の構成員以外の者に対し、実務者会議の構成員として参加を要請することができる。

（議事の公開）

第 4 条 実務者会議は、原則として公開で開催するものとする。ただし、取り扱う議事の内容に鑑み、事務局が必要と認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 実務者会議は議事要旨を作成し、原則として公開とする。ただし、会議を非公開で開催した場合、事務局が必要と認めるときは全部又は一部を公開しないものとするすることができる。

（事務局）

第 5 条 実務者会議の事務を処理するための事務局は、協議会の事務局と同じく、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課に置く。

（雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、事務局が実務者会議に諮り定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。